

## 活動報告(2020.03.07 健康診断(2回目健診))

日 時：2020年 3月 7日(土) 9：00 ～ 12：00 および 13：30 ～ 18：00

場 所：(一社)埼玉県トラック協会 西部従業員サービスセンター

対象者：支部会員企業に所属する従業員のうち特定業務(深夜業)等に就いている方

受診者：455名

報 告：労働安全衛生規則では、深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置換えの際および半年ごとの健康診断受診を義務付けております。これを受け当支部でも平成26年度より健康診断を年2回実施しており、今回で6回目の、特定業務等従事者を対象とした健康診断を実施しました。近年の健康意識の高まり並びにコンプライアンス意識の高まりにより年々受診者は増加しております。今回は新型コロナウイルス感染症の問題もあり、会場に消毒液を設置するなどの対策を講じたものの、不特定多数の集まる場所へ行きたくないという方や、斯様な場所へ従業員を派遣できないという会員からの声もあり、受診者数は初の減少に転じましたが、特定業務等従事者が減少している訳ではないと思いますので、他の医療機関により極力お早めの受診をお勧め致します。



# 特定業務従事者の健康診断

労働安全衛生規則第 45 条

深夜業などの特定業務※に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を実施しなければなりません。

## 検査項目

検査項目は定期健康診断と同じです。  
ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回定期に行えば足ります。



## ■特定業務従事者に対する健康診断の省略基準

定期健康診断の医師の判断による省略基準に加え、以下により検査項目を省略できます。

- 聴力検査：年2回のうち1回は、医師が適当と認める方法によることができます。
- 貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査：年2回のうち1回は、医師が必要でないと認める時は、省略できます。
- 雇入れ時の健康診断、特殊健康診断を受けた者については、その健康診断実施日から6月以内に限り、受けた検査項目を省略できます。

## ※特定業務とは(労働安全衛生規則第 13 条第1項第2号に掲げる業務)

- |                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務    | チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務   |
| ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務    | リ 坑内における業務   |
| ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務※2  | ヌ 深夜業を含む業務※1   |
| ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務※2 | ル 水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務※2  |
| ホ 異常気圧下における業務                       | ヲ 鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有実物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務※2 |
| ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務   | ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務  |
| ト 重量物の取り扱い等重激な業務                    | カ その他厚生労働大臣が定める業務(未制定)   |

※1「深夜業を含む業務」とは業務の常態として深夜業(22:00～翌5:00)を1週1回以上又は1月に4回以上行う業務をいいます。(S23.10.1 基発第 1456 号)

※2有機溶剤・特定化学物質・鉛・電離放射線・粉じん作業などに従事する労働者については、別途省令等にて特殊健康診断の実施が義務づけられています。

# パート・アルバイトの健康診断

「短時間労働者に係る労働条件の確保・改善について」(H20. 2. 15 基発 0215004) など

パート・アルバイトについても、次のとおり、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断を実施しなければなりません。

- ア 常時使用する短時間労働者※に対し、雇入れの際に行う健康診断【雇入れ時の健康診断】及び1年以内ごとに1回、定期に行う健康診断【定期健康診断】
- イ 深夜業を含む業務等に常時従事する短時間労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回定期に行う健康診断【特定業務従事者に対する健康診断】
- ウ 一定の有害な業務に常時従事する短時間労働者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後定期に行う特別の項目についての健康診断【有機溶剤等健康診断などの特殊健康診断】



## ※「常時使用する短時間労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者です。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者であること。(以下の者を含みます)
  - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約期間が1年※以上である者
  - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により1年※以上使用されることが予定されている者
  - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により1年※以上引き続き使用されている者※「1年」とあるのは、「特定業務従事者」については6月となります
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

◆ 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3未満である短時間労働者であっても、上記の①の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても実施することが望ましいとされています。